

平成 28 年

第 8 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 28 年 8 月 26 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成28年8月26日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 大 会 議 室					
開 閉 日 時	開会	平成28年8月26日	午後4時30分	議 長	多 田 正 光	
	閉会	平成28年8月26日	午後5時00分	議 長	多 田 正 光	
応（不応）招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	直 浩 亨	○	7	鹿 嶋 春 雄	○
	2	中 嶋 雅 義	○	8	青 柳 弘 美	○
	3	黒 宮 勝 美	○	9	西 川 優	○
	4	小 野 栄 治	○	10	渡 辺 祥 紀	○
	5	福 井 誠	○	11	多 田 正 光	○
6	大 江 健 一	○				
出席した職員	事務局長	梅 澤 政 仁	主任主事	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 28 年 第 8 回 月 形 町 農 業 委 員 会 総 会

平成 28 年 8 月 26 日

午後 4 時 30 分

月形町役場 大会議室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の氏名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第 30 号	農用地のあっせん申し出について（売渡し 3 件）	P 1 ~ 3
5	報告第 31 号	農用地のあっせん申し出について（買受け 1 件）	P 4
6	報告第 32 号	あっせん委員会報告について	P 5
7	議案第 20 号	農業振興地域整備計画の変更について（1 件）	P 6 ~ 7
8	協議案第 2 号	平成 28 年農地パトロールの実施について	P 8

議長 多田正光	<p>只今の出席委員数は11名です。</p> <p>定数に達しました。会議規則第6条の規定により会議は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された平成28年第8回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後4時30分)</p> <p>議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、1番直委員、2番中嶋委員の両君を指名いたします。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成28年第8回月形町農業委員会総会は、8月26日、本日1日限りと思いたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議なしと認めます。よって、平成28年第8回月形町農業委員会総会は、8月26日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明いたします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>平成28年7月28日から平成28年8月25日までの会務報告です。</p> <p>7月28日、平成28年第7回月形町農業委員会総会を、役場大会議室で11名の委員の出席により開催をしております。</p> <p>8月19日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会を、役場大会議室で10名の委員の出席により開催をしております。あっせん申し出に係る利用調整、所有権移転1件について審議し、調整困難であり、また地域の担い手への農用地利用集積を諮るため、農地保有合理化事業による買入れが必要となり、決定をされました。</p> <p>8月22日、事前協議を農業委員会会議室で行っております。所有権移転2件について、協議・審議を行っております。黒宮委員、大江委員が立会をされております。</p> <p>8月24日、樺戸神社例大祭宵宮祭が樺戸神社で行われております。多田会長が出席をされております。</p> <p>8月25日、樺戸神社例大祭が樺戸神社で行われております。多田会長が出席をされております。</p> <p>同日、農業会議平成28年度第5回常設審議委員会が、札幌市で開催されております。多田会長が出席をされております。</p> <p>以上で会務報告の説明を終わります。</p>

議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、会務報告を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第30号。農用地のあっせん申し出について、売渡し3件を議題といたします。</p> <p>なお、番号1番から3番までを一括説明させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第30号、農用地のあっせん申し出について、売渡し3件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡しの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町字知来乙□□□□、現況地目田13,266㎡。以下田の計、合計ともに1筆で13,266㎡。</p> <p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>報告第30号、番号2。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町字知来乙□□□□、現況地目田1,396㎡。以下田の計7筆で85,440㎡、畑の計1筆で1,251㎡、合計8筆で86,691㎡。</p> <p>議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告第30号、番号3、申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町字知来乙□□□□、現況地目田6,099㎡。以下田の計、合計ともに1筆で6,099㎡。</p> <p>なお、番号1につきましては 説明資料の2頁に所在図を添付しております。担当委員としまして、西川委員、渡辺委員に担当をお願いいたします。</p> <p>番号2につきましては、説明資料の3頁に所在図を添付しております。担当委員としまして、西川委員、渡辺委員に担当をお願いいたします。</p> <p>番号3につきましては、説明資料の4頁に所在図を添付しております。担当委員としまして、西川委員、渡辺委員に担当をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号1番から3番まで説明が終わりました。質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 多田正光	<p>質問等がありませんので、以上で報告第30号を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号5番、報告第31号。農用地のあっせん申し出について、買受け1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書4頁をご覧ください。</p> <p>報告第31号、農用地のあっせん申し出について、買受け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買受けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人〇〇〇〇さん。希望事項は記載のとおりですのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問等がありませんので、以上で報告第31号を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号6番、報告第32号。あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書5頁をご覧ください。</p> <p>報告第32号、あっせん委員会報告について。</p> <p>あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせん結果の通知がありましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1、あっせん結果、あっせん内容。</p> <p>番号1、申出人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出年月日・内容、平成27年7月3日、売渡し。対象地、樺戸郡月形町字市南□□□□、他8筆、合計67,448㎡。あっせん結果、あっせん不成立。</p> <p>2、通知文としまして、説明資料の5頁に、あっせん月形地区委員会からの報告書の写しを添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問等ございませんか。</p>

議長 多田正光	<p>(なしの声あり)</p> <p>質問等がありませんので、以上で報告第32号を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号7番、議案第20号。農業振興地域整備計画の変更について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書6頁をご覧ください。</p> <p>議案第20号、農業振興地域整備計画の変更について、1件を上程しております。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、月形町長から月形町農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求められていますので、可否について審議願います。</p> <p>番号1、事業計画者樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。事業計画地、月形町字南耕地□□□□の内、現況地目田2,703.26㎡。以下田の計、合計ともに1筆で2,703.26㎡。</p> <p>本件は、石狩川下流河川整備計画に基づく北村遊水地事業に伴い、昨年より農家住宅、車庫兼納屋等の移転並びに農業経営の継続について事前相談があり、今般、遊水地事業区域外への移転が必要となり、町より農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取の依頼がありました。</p> <p>対象地につきましては、平成27年9月に実施いたしました農地パトロールにおいて、全農業委員及び事務局で現地確認を行っております。</p> <p>事業計画の内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>土地選定の理由は、議案書記載のとおりであり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第28号に規定する全ての要件を満たしております。</p> <p>用途区分は、変更前農用地、変更後宅地。</p> <p>なお、説明資料の6頁に所在図、7頁から10頁にかけまして、町からの農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取の依頼書を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>補足説明を渡辺委員お願いします。</p>
委員 渡辺祥紀	<p>平成27年9月2日実施の農地パトロールにおいて、全農業委員及び事務局により現地を確認しております。</p> <p>対象地の農用地区域除外については、事務局説明のとおり全ての要件を満たしておりますので、問題のないことを確認いたしました。</p>

議長 多田正光	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。質問、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、意見がありませんので、議案第20号は、農業振興地域整備計画の変更は支障がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議がございませんので、議案第20号、農業振興地域整備計画の変更は支障なしと決定されました。</p> <p>続きまして、日程番号8番、協議案第2号。平成28年農地パトロールの実施についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長 梅澤政仁	<p>議案書8頁をご覧ください。</p> <p>協議案第2号、平成28年農地パトロールの実施について。</p> <p>平成28年の農地パトロールを下記により実施したいので協議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1、実施日、9月2日金曜日、13時30分から。</p> <p>本件につきましては、農地法第30条において、農業委員会は毎年1回その区域内にある全ての農地について、利用状況調査、すなわち農地パトロールを行わなければならないと定められております。</p> <p>また、農地法第32条において、農地パトロールの結果、遊休農地と確認された時は、当該農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施することが定められています。</p> <p>特に、国では、贈与税や相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、利用状況調査、利用意向調査の適切な実施により納税猶予期間の確定並びに経営移譲年金の支給打ち切りなど、農業委員会が農地法上に定められている遊休農地に関する措置を適正・適切・公平に実施すべきことの重要性について、十分に認識するよう求められています。</p> <p>このため、本年度の農地パトロールを説明資料11頁から12頁の工程表及び13頁の順路図により実施したいと思いますのでご協議をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。</p>

<p>議長 多田正光</p>	<p>暫時休憩します。(午後4時47分)</p> <p>休憩以前に遡り会議を再開致します。(午後4時56分)</p> <p>協議案第2号は、9月2日午後1時30分から、事務局の説明のとおり実施することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>異議がございませんので、協議案第2号、平成28年農地パトロールは、事務局説明のとおり実施することに決定をされました。</p> <p>以上をもちまして、本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。</p> <p>以上を以って平成28年第8回月形町農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>ご苦勞様でした。(午後5時00分)</p>